

ジェネリック医薬品普及促進事業計画

1 目 標

令和7年度は、県の使用割合86.5%以上を目標とする。

2 現 状

国は、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2029年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする目標としている。熊本県は、令和6年9月時点で86.5%、宇土市においても86.3%と目標を達成している。

国が目標とする2029年度末までに80%以上という目標は達成しているものの、令和6年9月時点の宇土市の使用割合は県内（45自治体）で33番目であり、使用割合が一番高い市町村に比べ、その差は6.6%であり、県内他自治体に比べ、まだまだ数値は低い状況にある。

3 現状の取組み概要

- 毎年5月と11月に差額通知を送付
- 40歳以上から全年齢へ差額通知対象年齢の拡充
- 国保加入手続きをされた方、後期高齢者になられた方など、新たに資格確認書を交付する際にジェネリック医薬品の説明
- ジェネリック医薬品啓発ポスターの掲示（健診会場、イベント会場等）

4 現状分析と課題

1) 現状分析

- 前年度の切替割合が最も高い33%だった20歳～24歳の切替割合は、今年度は0%であった。
- 令和5年9月時点と令和6年9月時点を比較すると、3.1%の伸び率であった。

2) 課題

- 詳細な分析を基に、ターゲットを絞った啓発の検討
- ジェネリック医薬品への理解

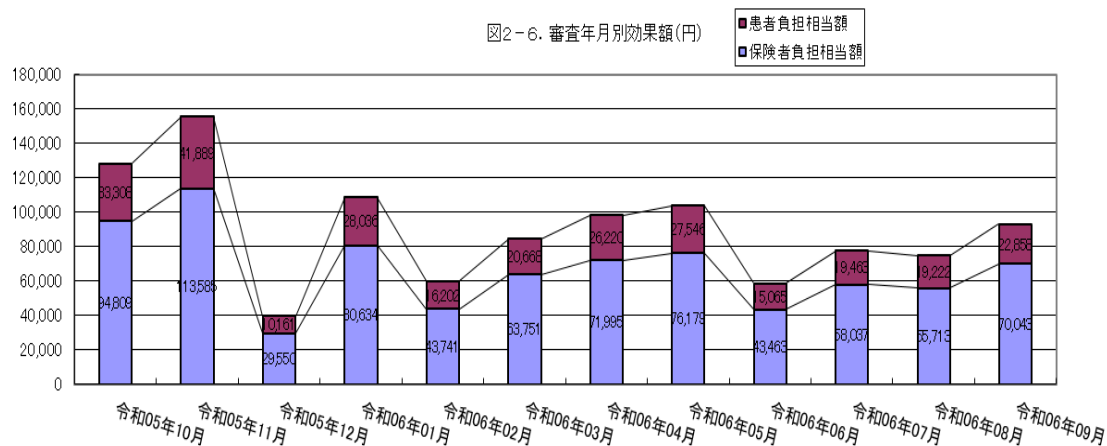
5 目標達成に向けた取組み

- 国保運営協議会・薬剤師会等へ報告し情報共有・連携を図る
- 資格確認書等更新時やイベント開催時等に、ジェネリック医薬品希望シールを配布
- 市広報やデジタルサイネージを活用しての周知啓発を行う（年2回）
- 来庁者に対し窓口での説明、希望シール配付の強化
- 前期高齢者、後期高齢者説明会での啓発

6 その他（資料）

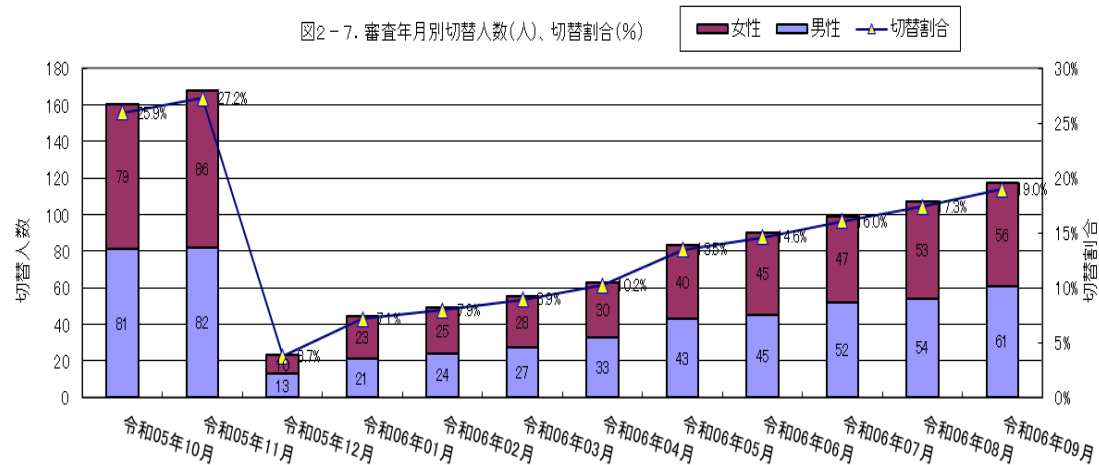
1) 審査年月別効果額（円）（令和5年10月～令和6年9月）

参照データ：差額通知書別集計表 国保連合会作成



2) 審査年月別切替人数（人）切替割合（％）（令和5年10月～令和6年9月）

参照データ：差額通知書別集計表 国保連合会作成



3) 後発医薬品の推移（令和4年度～令和6年度）

